（受信者連結基準法人等）

第七十一条の六　令第七条第二項第一号の連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第八十一条第二項の規定その他これに類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　金融商品取引法又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

第七十二条第一項中「第七条第五項第一号」を「第七条第七項第一号」に、「貸出金勘定」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　貸出金勘定

二　コールローン勘定

三　買現先勘定

第七十二条第二項中「第七条第五項第二号」を「第七条第七項第二号」に改め、「計上されるもの」の下に「並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」を加え、同条第三項中「第七条第五項第三号」を「第七条第七項第三号」に、「に株式又は出資（」を「のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、」に、「を含む。）として計上されるもの」を「（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　現金預け金勘定のうち預け金勘定

二　債券貸借取引支払保証金勘定

三　買入金銭債権勘定

四　買入手形勘定

五　商品有価証券勘定（特定取引勘定を設置していない場合に限る。）

六　金銭の信託勘定

七　特定取引資産勘定（特定取引勘定を設置している場合に限る。）

八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

九　外国為替勘定

十　その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ　先物取引差入証拠金勘定

ロ　先物取引差金勘定

ハ　金融商品等差入担保金勘定

ニ　リース投資資産勘定（法第五十四条第四項第二十号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

第七十三条第一項中「第七十六条第二項」を「第七十六条第二項第一号」に改め、「算出される信用の供与等」の下に「（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券であって、」を「出資又は同条第四項第三号、第六号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの」に改め、同項第四号中「前条第四項第一号に規定する」を「前条第四項第八号に掲げる勘定に計上される」に改め、同項第五号中「前条第四項第一号から第四号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げる勘定並びに同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同条第三項を削る。

第七十四条第一項中「第七条第八項第二号」を「第七条第九項第二号」に改め、同条第二項中「第七条第八項第三号」を「第七条第九項第三号」に、「第二十四条第四項前段」を「第二十四条第五項前段」に改め、同条第三項中「第七条第八項第五号」を「第七条第九項第五号」に改め、同項第五号中「前各号に準ずるものとして」を削り、「認める」の下に「やむを得ない理由がある」を加える。

第七十六条第五項を削る。

第七十七条第一項中「第七条第九項第六号」を「第七条第十項第六号」に改める。

第七十八条第一項中「（同項に規定する法人等をいう。以下同じ。）」及び「（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下この条において「新命令」という。）第十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新命令第十六条第二項及び第四項の規定は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）の清算機関（組合（当該組合以外の組合を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）をいう。）に対する信用の供与等（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四第一項本文に規定する組合の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。）に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新命令第十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下この条において「新命令」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新命令第十四条第二項及び第四項の規定は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合等」という。）の清算機関（組合等（当該組合等以外の組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一第一項本文（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する組合又は連合会の同一人に対する信用の供与等をいう。）であって、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。